

九州・ベトナム経済交流調査研究会設置要領

平成19年6月8日

(目的等)

1. 「九州・ベトナム経済交流調査研究会(以下、「研究会」という。)」は、九州とベトナムとの経済交流の可能性について検討することを目的とする。検討結果は、九州経済産業局から委託された平成19年度地域活性化推進事業「九州企業のインド・ベトナムとの経済交流可能性調査(以下、「調査」という。)」に反映させる。

(所掌)

2. 研究会は、調査の実施について、情報提供、意見、提案、協力を行う。
研究会は、調査に資する事業として、九州経済国際化推進機構等が実施する座談会及びセミナーについて、情報提供、意見、提案、協力を行う。

(組織)

3. 研究会の組織は、別紙のとおりとする。ただし、委員が出席できない場合は代理を選任することが出来る。

(オブザーバー等)

4. 研究会には必要に応じて関係者を講師及びオブザーバーとして参加させることができるものとする。

(任期)

5. 委員の任期は、2007年6月8日から2008年3月31日までとする。

(研究会の開催)

6. 研究会は、委員長が召集するものとし、必要に応じ随時開催する。

(事務局)

7. 研究会の事務局は、財団法人九州経済調査協会とし、関連事業を実施する九州経済国際化推進機構及び委託元の九州経済産業局国際部国際事業課と連携して事務を行う。

(委員等旅費、委員等謝金及び会議費)

8. 研究会のため発生する委員等旅費、委員謝金及び会議費を支払う場合は、財団法人九州経済調査協会の規定によるものとする。

(その他)

9. この要領に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、委員長が研究会に諮って決めるものとする。

附則 この要領は、平成19年6月8日から平成20年3月31日まで施行する。